

消防消第 182 号
消防地第 404 号
令和 8 年 6 月 1 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁消防・救急課長
消防庁国民保護・防災部地域防災室長
（ 公 印 省 略 ）

消防職団員等の健康実態調査の結果及び災害現場活動等における石綿に
対する安全対策等の徹底について（通知）

消防職団員等の健康実態調査の実施について（令和 7 年 6 月 26 日消防消第 232 号、
消防地第 539 号）により調査を行った結果について、下記のとおり取りまとめました
ので通知します。

なお、災害現場活動時等における石綿（アスベスト）に対する安全対策については、
平成 17 年 7 月 27 日付消防消第 162 号等により示しているところですが、引き続き
その徹底を図っていく必要があることから、貴職におかれましては、貴都道府県内の市
町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対し、この旨周知
されますようお願いいたします。

本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく技術的
助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 調査内容

平成 17 年 8 月から令和 7 年 7 月までに、石綿肺、中皮腫または肺がんになり患した
消防職団員及びその退職（退団）者の人数について、各都道府県を通じて全国の消防
本部等を対象に調査したもの。

なお、それぞれの疾病が消防活動に起因するものか、また肺がんについては石綿の
吸引によるものかは不明。

2 調査対象期間

平成 17 年 8 月 1 日～令和 7 年 7 月 31 日（20 年間）

3 調査結果

(1) 消防職員

石綿肺		中皮腫		肺がん	
り患者総数	うち死亡者	り患者総数	うち死亡者	り患者総数	うち死亡者
1	0	22	16	595	240

(2) 消防団員

石綿肺		中皮腫		肺がん	
り患者総数	うち死亡者	り患者総数	うち死亡者	り患者総数	うち死亡者
2	0	15	9	335	259

【参考】

- ・「災害現場活動等における石綿に対する安全対策等の実施について」（平成17年7月27日付消防消第162号）（別添え資料）

<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/assets/170727syo162.pdf>

- ・「警防活動時等における安全管理マニュアル」

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/251125_shoukyu514.pdf

【消防職員に関すること】

消防庁消防・救急課

職員第一係 漆田 最所

電話：03-5253-7522

E-Mail：shokuin@soumu.go.jp

【消防団員に関すること】

消防庁国民保護・防災部地域防災室

消防団係 齊藤 筒井

電話：03-5253-7561

E-Mail：syobodan@ml.soumu.go.jp

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁消防課長

災害現場活動時等における石綿に対する安全対策等の実施について（通知）

石綿（アスベスト）による健康被害問題については、現在、政府の関係省庁会議において対策等の検討が行われているところですが、消防機関においても、消防隊員等が災害現場活動時等に、石綿を含んだ粉塵を吸入する可能性があることから、消防隊員等の安全・健康を確保するための対策を講じる必要があります。

つきましては、貴職におかれましては、下記の安全対策等について遺漏なきよう徹底していただくとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対しても、この旨周知徹底されますようお願いいたします。

記

- 1 消防隊員等が、災害現場において消火活動、救助活動、破壊活動等の消防活動を行う場合は、必ず空気呼吸器又は石綿粉塵の吸入を防止することができる性能を有した防塵マスク等の保護具（以下「防塵マスク等」という。）を着用させ、消防隊員等が石綿粉塵を吸入しない措置を講じること。
なお、防塵マスク等については、各消防本部の実情に応じ、必要な数を早急に整備すること。
- 2 消防隊員等が、残火確認や火災原因調査活動等を行う場合は、必要に応じて、防塵マスク等を着用させる等の措置を講じること。
- 3 各消防本部管轄内に存する、石綿を使用した建築物の把握に努め、災害現場活動時の活動支援情報として活用すること。
具体的には、一般的に吹き付け用の石綿の使用が中止された昭和55年以前に建造された耐火造建築物について、各消防本部においてそのリストアップを行う等の情報整理に努めること。

以上